

ID: 32

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	高根沢町図書館運営規則 第12条(第15条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成3年教育委員会規則第9号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 (利用の制限)</p> <p>第12条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、図書館資料の利用を禁止し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) この規則の規定又は館長の指示に従わない者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者</p> <p>(3) 他人に危険を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがある者</p> <p>2 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者が、貸出期間を経過し督促を受け、なお返納しないときは、一定の期間貸出しを停止する処分をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日